

# 令和7年度沖縄県経済グローバル展開推進事業委託 企画提案仕様書

## 1 業務名

令和7年度沖縄県経済グローバル展開推進事業委託

## 2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 業務の目的

沖縄県では、平成27年に「沖縄県アジア経済戦略構想」(以下、「戦略構想」という。)を策定して以来、県内及び日本を代表する経済団体、アジア諸国の関係機関等のメンバーから構成される委員会において更なる発展のための提言を行い、戦略構想のもと策定された「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」(以下、「推進計画」という。)に反映させてきた。推進計画は、令和4年3月にその終期を迎えたが、そこに示された取組は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」(以下、「基本計画」という。)に引き継がれ、今後も同委員会の提言は、基本計画に反映させていくこととしている。

令和6年度は、進化するグローバル経済のニーズに対応した沖縄県の取組について検討を進めるべく「観光を契機とした沖縄ブランドの浸透による産業別の輸出・投資拡大モデル」及び「グローバル市場の分析を踏まえたグルーピングと沖縄のポテンシャル」についての調査、委員会での検討を行った。

令和7年度は、前年度の調査、検討内容を踏まえ、ターゲット市場ごとに取組の方策及び今後の方向性について委員会で検討し、提言を取りまとめることを目的とする。

## 4 委託業務内容

### (1) 委員会の運営支援業務

委員会及の運営補助を行うこと。

ア 委員会の構成及び開催頻度は、おおむね以下のとおりとする。

委員会構成:外部委員11人程度(県内5人、県外・海外6人)

委員会開催:年2回。1回につき最長4時間

※令和7年8月に1回、年度内に2回目を開催すること。

※同時通訳の費用も盛り込むこと。

(委員会1回につき2言語、英語及び中国語)

イ 委員会に関する業務内容及び役割分担はおおむね以下のとおりとする。

県 : 委員会の委員人選及び就任手続、委員会の設置・運営(受託者の役割に係る部分に係る部分を除く。)

受託者: ① 委員会の運営補助業務(委員会の会場確保・設営及びこれらに係る経費の支払い、資料整理、日程等連絡調整等)

※委員会会場は沖縄県庁周辺を想定し、オンラインとのハイブリッド開催に必要な機材等の手配も行うこと。

② 議事録作成

・速報版(議論概要): 委員会終了後おおむね3日以内で作成

・フルバージョン : 委員会終了後おおむね1週間以内で作成

③ 委員への報償費(日額9,600円)及び旅費の支払

※県外委員の旅費は、東京＝沖縄を想定し積算すること。

※海外委員の旅費は、台湾＝沖縄を想定し積算すること

④ 会議に係る湯茶等準備、運営資料作成・配布等

(2) 情報整理・資料作成・方策の提案

前年度の委員会での議論内容(※1)を踏まえて、Group1～4の各ターゲット市場(※2)ごとに、以下について、情報を整理し、資料作成、方策の提案をおこなうこと。

※1 別添「令和6年度業務報告書」参照

※2 Group1～4の各ターゲット市場: 業務報告書 P15

① 観光をフックとした沖縄のグローバルブランド化

世界から選ばれる財・サービス(モノ・コト)とそのニーズについて

② ブランド戦略による他産業との連携

消費者・投資家の満足が得られるような、財・サービスについて地場産業間で一気通貫した連携体制構築の方策

③ ブランド戦略に基づく輸出拡大

ブランド戦略を軸とした企業協業による財・サービスの輸出拡大にむけた方策

④ 投資による県経済の拡大

各市場特性を踏まえた海外展開と沖縄との関係性を踏まえた外資誘致の方策

上記①～④の資料作成のため、必要に応じて以下のことを行う。

⑤ 県内事業者の取組の現状や方向性・ポテンシャルについての情報収集・調査

⑥ 類似の取組や参考となる県外・海外事例の紹介

資料作成・検討に当たっては、以下の事項に関する知識を備えていること。

ア 沖縄県経済、日本経済及び世界経済に関する知識

イ 沖縄県の以下の計画等に関する知識

(ア) 沖縄県アジア経済戦略構想(平成27年9月)

(イ) 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(令和4年5月)

(ウ) 沖縄県地域外交基本方針(令和6年3月)

(エ) おきなわブランド戦略(令和6年3月)

(3) 成果物(委託業務報告書等)の作成

委託業務報告書には、委員会及び部会の記録(議論概要等)、調査報告その他県の指示する資料等を揃えるものとする。

(4) その他、(1)から(3)までに関連して県が指示する事項に関すること。

## 5 成果物の提出

(1) 成果物

本委託業務の受託者は、以下の成果物を契約期間内に沖縄県に提出すること。

- ① 委託業務報告書(概要版) 10部
- ② 委託業務報告書 10部
- ③ ①及び②の電子データ(CD 又は DVD で提出)
- ④ その他県が必要と認める書類等

(2) 成果物の中間提出等

(1)に掲げるもののほか、以下の時期に中間報告を提出すること。

中間報告は電子データにより、メールにて提出すること。

令和7年7月末 : 4(2)の業務についての中間報告

## 6 成果物の納品時期

受託者は、実績報告書に5の成果物を添えて、履行期間の末日までに県に提出するものとする。なお、委員会等の議事録速報版(議論概要)等、別途、県が期日を定めて納品を求めるものについては、県の指示に従うものとする。

成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

(1) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル(文字コード:UTF-8(BOM 無し))も提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)

- (2) PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- (3) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。ただし、法令上許諾を必要としない場合はこの限りではない。

## 7 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

## 8 見積・積算

- (1) 積算内訳は、人件費、直接経費(委員等への謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料等)、再委託費、一般管理費の項目ごとに積算した合計額(消費税抜額)を算出し、契約にかかる消費税の税率(10%)を乗じた額を算出すること。
- (2) 人件費及び直接経費は、中項目として「委員会運営支援業務経費」、「情報整理等業務経費」に区分して積算すること。
- (3) 一般管理費は、次の算式(再委託費は含めない。)で算定すること。  
「一般管理費 = (人件費 + 直接経費) × 10%以内」
- (4) 委員会委員への謝金は県提示の額で算定すること。

## 9 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

### (2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはで

きない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○ その他、簡易な業務(再委託により履行することが可能な部分)

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

## 10 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結するものとする。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 受託者は、事業の実施に当たり、県と適宜協議を進めていくものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方で協議して定めるものとする。